

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案の概要

令和5年6月29日
経 済 産 業 省
産業保安グループ
高 圧 ガ ス 保 安 室

1. 改正の趣旨

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和4年法律第74号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、高圧ガス保安法の適用を受けない運用の用に供する自動車の種類を定める等高圧ガス保安法施行令その他の関係政令の整備を行います。

2. 改正の概要

この政令は、改正法の施行に向けて、以下を措置するものです。

- (1) 高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号。以下「高圧法施行令」という。）を改正し、高圧法の適用除外対象となる自動車の種類及び装置並びに高圧法の容器検査等に相当する検査を定めます。【委任根拠：高圧法第3条第1項新第5号、同法第49条の4の2】
- (2) 高圧法施行令、ガス事業法施行令（昭和29年政令第68号。）及び電気事業法施行令（昭和40年政令第206号。）を改正し、認定高度保安実施者、認定高度保安実施ガス小売事業者等、認定高度保安実施設置者（以下「認定高度保安実施事業者」という。）の認定の有効期間を新たに定めます。【委任根拠：高圧法新第39条の17第1項、ガス事法新第34条の5第1項（新第71条の3、新第84条の3及び新第104条の3において準用する場合を含む。）、電事法新第55条の6第1項】
- (3) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）を改正し、屋外貯蔵タンク及び地下貯槽タンクに対して行う水圧試験の対象に、認定高度保安実施者が自ら完成検査を行う圧力タンクを追加します。【委任根拠：消防法第10条】
- (4) 登録免許税法施行令（昭和42年政令第146号）を改正し、事後納付特例の対象に認定高度保安実施事業者の認定を追加します。【委任根拠：登録免許税法第24条第1項】
- (5) 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）を改正し、製造許可、譲渡等制限及び個別検定の対象となる圧力容器の範囲から、燃料電池自動車等の圧力容器を除きます。【委任根拠：労働安全衛生法第37条第1項、第42条、第44条第1項】
- (6) 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和51年政令第129号）を改正し、都道府県知事が市町村長へ通知する対象に、認定高度保安実施者が都道府県知事へ届出を行うこととなった高圧ガス製造施設等の変更工事を追加します。【委任根拠：石油コンビナート等災害防止法第41条第2項】

- (7) 石油石炭税法施行令（昭和 53 年政令第 132 号）を改正し、税額の申告の特例の対象に、認定高度保安実施者が自ら行う保安検査を追加します。【委任根拠：石炭石油税法第 15 条第 1 項】
- (8) 高圧ガス保安法関係手数料令（平成 9 年政令第 21 号）を改正し、改正法の施行に伴う条ずれを措置します。
- (9) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）を改正し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。）の完成検査の手数料の減額対象となる高圧法の完成検査に、認定高度保安実施者が行う完成検査を追加します。【委任根拠：地方自治法第 228 条第 1 項】

3. 今後のスケジュール

令和 5 年 6 月 29 日	政令案に係る意見募集開始
令和 5 年 7 月 28 日	意見募集締め切り
令和 5 年 7 月下旬以降	政令閣議決定・公布（予定）
令和 5 年 12 月中	改正法・政令施行（予定）